国立大学法人東京農工大学学則の一部改正

国立大学法人東京農工大学学則を次のとおり改正する。

国立大学法人東京農工大学学則を次のとおり改正する。		
現行	改正	備考
本則	本則	
第3章 大学院	第3章 大学院	
第13節 他の大学院における授業科目の履修等	第 13 節 他の大学院における授業科目の履修等	
(他の大学院における授業科目の履修)	(他の大学院における授業科目の履修等)	
第76条 教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、本学大	第76条 教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生が	
学院の学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単	他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本学大	
位を、10単位(技術経営研究科にあっては16単位)を超えない範囲で本 学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。	学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができ 	
	る。	
(新設)	2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、次条 第1項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と	
	合わせて、10単位(技術経営研究科にあっては16単位)を超えない範	
	囲で、第66条第2項、第3項、第4項又は第71条第2項に規定する単	
	位数に算入することができる。	
<u>2</u> 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合及び国際連合大学	<u>3</u> 第1項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合及び国際連合大	
の授業科目を履修する場合について準用する。	学の授業科目を履修する場合について準用する。	
(新設)	(休学期間中の授業科目の履修等)	
	第76条の2 教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に他の大学 院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)において履修した授業科	
	における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。	
	2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条	
	第1項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と	
	合わせて、10単位(技術経営研究科にあっては16単位)を超えない範	
	<u>囲で、第66条第2項、第3項、第4項又は第71条第2項に規定する単</u> 位数に算入することができる。	
(地の上帝陸塔におけて紅佐地道)		
(他の大学院等における研究指導) 第 77 条 教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、本学大	(他の大学院等における研究指導) 第 77 条 教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生が	
学院の学生が他の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受け	一般の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けることを認め	
ることを認めることができる。	ることができる。	

2 前項の規定は、<u>本学大学院の</u>学生が外国の大学院若しくは研究所等又 は国際連合大学において、研究指導を受けようとする場合について準用 する。

(留学等)

- 第78条 学生は、<u>第76条第2項</u>及び前条第2項の規定に基づき、修学又は研究指導を受けようとするときは、当該学府長等を経て、学長に願い出なければならない。
- 2 (略)

第4章 学部

第7節 教育課程及び履修方法

(入学前の既修得単位等の認定)

第99条 (略)

- 2 (略)
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる 単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以 外のものについては、第108条第1項及び第109条第1項の規定によ り、本学における授業科目の履修により修得したものとみなす単位数と 合わせて60単位を超えないものとし、第98条に規定する単位数に算入 することができる。
- 4 (略)

第9節 他の大学等における授業科目の履修等 (他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第 108 条 (略)

- 2 <u>前項の規定により、</u>修得したものとみなすことができる単位数は、第 99 条第 1 項及び第 2 項並びに第 109 条第 1 項の規定により、<u>本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて、60 単位を超えない範囲で第 98 条に規定する単位数に算入することができる。</u>
- 3 (略)

(新設)

2 前項の規定は、学生が外国の大学院若しくは研究所等又は国際連合大学において、研究指導を受けようとする場合について準用する。

(留学等)

- 第78条 学生は、<u>第76条第3項</u>及び前条第2項の規定に基づき、修学又は研究指導を受けようとするときは、当該学府長等を経て、学長に願い出なければならない。
- 2 (略)

第4章 学部

第7節 教育課程及び履修方法

(入学前の既修得単位等の認定)

第99条 (略)

- 2 (略)
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる 単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以 外のものについては、第108条第1項<u>第108条の2第1項</u>及び第109 条第1項の規定により、<u>本学において</u>修得したものとみなす単位数と合 わせて60単位を超えないものとし、第98条に規定する単位数に算入す ることができる。
- 4 (略)

第9節 他の大学等における授業科目の履修等 (他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第 108 条 (略)

- 2 <u>前項の規定により</u>修得したものとみなすことができる単位数は、第99 条第1項及び第2項<u>次条第1項</u>並びに第109条第1項の規定により、 <u>本学において修得したものとみなす単位数と</u>合わせて、60単位を超え ない範囲で第98条に規定する単位数に算入することができる。
- 3 (略)

(休学期間中の授業科目の履修等)

第108条の2 教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に他の大学 又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授 業科目について修得した単位を、当該学部教授会の議を経て、本学にお ける授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。 (大学以外の教育施設等における学修)

第 109 条 (略)

- 2 前項の規定により与えることのできる単位は、<u>第99条及び前条</u>の規定により、本学において修得したものとみなす単位数と合わせ 60 単位を超えないものとする。
- 3 (略)

附 則 (平成 25 年 10 月 28 日 教規則第 12 号)

この規則は、平成25年10月28日から施行する。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、第99 条第1項及び第2項、前条第1項並びに次条第1項の規定により、本学 において修得したものとみなす単位数と合わせて、60単位を超えない 範囲で第98条に規定する単位数に算入することができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第109条 (略)

- 2 前項の規定により与えることのできる単位は、<u>第99条第1項及び第2項、第108条第1項並びに前条第1項</u>の規定により、本学において修得したものとみなす単位数と合わせ60単位を超えないものとする。
- 3 (略)